

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和5年度（2023年度）第16回（定例会）

署名人 仲本千佳子

教育長 山城良嗣

開催日時 令和5年（2023年）12月15日（金）

開会 午後2時00分

閉会 午後2時54分

開催場所 那覇市役所12階 1201会議室

出席者

〔教育長・教育委員〕

山城良嗣教育長、安里恒男委員、仲本千佳子委員、二木志保委員

〔事務局職員〕

【生涯学習部】稲福喜久二部長、安次嶺博志副部長

（総務課）平良美夏課長、稲森恵子副参事、幸地英子主幹

【学校教育部】名嘉原安志部長、石川泰江副部長

（学校教育課）松原伸一課長、備瀬純子副参事、平良達彦指導主事、新垣寿志指導主事、

運天弘和管理主事、仲村海主任主事

議事日程 ※日程2は非公開案件

- 1 議案第30号 那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について
【学校教育課】
- 2 報告1 県費負担教職員の内申に関する教育長の専決について【学校教育課】
- 3 報告2 教育長が臨時代理したことについて【総務課】
※地方自治法第180条の4第2項に基づく協議について
- 4 報告3 令和6年度教育委員会組織改正及び定員再配置について【総務課】

山城教育長 時間となりました。会議を始める前に、山城委員から、本日は欠席の連絡がございました。定足数は満たしておりますので、会議は予定どおり進めて参ります。

それでは令和５年度第１６回教育委員会会議（定例会）を開催いたします。よろしくお願いいたします。本日は議案が１件、報告３件となっております。議事録の署名は仲本委員にお願いいたします。それではこれより審議に入ります。

議案第３０号「那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。学校教育部 名嘉原部長、お願いします。

名嘉原部長 よろしく申し上げます。議案第３０号「那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について」でございます。那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定します。提案理由でございます。那覇市立小中学校の休日、学年始休業日及び学年末休業日を変更することにより、昨年末事務整理期間の確保や新年度業務開始を円滑に行なえるなど、学校の負担軽減を図るため、この案を提出いたします。詳細については、担当よりご説明いたします。

山城教育長 それでは学校教育課、お願いします。

松原課長 よろしく申し上げます。まず資料の１ページをご覧ください。表の左側は改正前、右側が改正後になります。これまで学年始休業日は４月１日から４月６日まででありましたが、４月１日から４月７日へ改正しております。又、学年末休業日は３月２６日から３月３１日まででありましたが、３月２１日から３月３１日までへ改正します。合計で春休み期間を６日間長くしております。

２ページ目、資料１をご覧ください。始めに左側から説明いたします。何故、学年始休業日を１日増やすのかについて、春休みがこれまでの４月６日までだと年度によって平日の準備期間が異なっておりました。しかし、４月７日までにすると、どの年度においても、準備期間を平日に５日間確保することができ、休日出勤をせずとも準備することができます。

次に、右側のページをご覧ください。何故、学年末休業日を５日増やすのかという理由について説明をいたします。学年末休業日の主な業務として、指導要録や諸帳簿の記入や点検、転勤による引っ越し作業、それから小学校から中学校、中学校から高等学校への事務引き継ぎなどがございます。これまで土・日などの休日も返上して教職員が対応して参りました。尚、昨今、不登校やいじめ問題が増加し、その対応や学年及び学校間、小学校から中学校への引き継ぎ等が不十分のため、大きなトラブルへと発展している現状がございます。学年末休業日を５日増やすことで事務整理や引っ越し作業、事務引き継ぎなどを確実に実施していくためでございます。

まとめますと、学年始めと学年末休業日を合計６日間増やすことは、単に教員の負担軽減に関する取り組みだけではなく、不登校やいじめ問題等に関しての引き継ぎ及びケース会議等の時間を確保し、先生方が児童生徒理解をしっかり行い児童生徒の支

援に対応できるものと考えております。

続いて、3ページの資料2をご覧ください。市立小学校の授業予備時数となります。例えば、1年生の標準授業時数、上のほうに太文字であります、850時間ですが、36校とも、その数を大幅に上回っており、平均で約76時間の予備時数があります。又、裏面をご覧ください。こちらは中学校の例になります。中学校1年生においては、標準授業時数は1015時間ですけれども、17校とも、それを上回っており平均で約65時間の予備時数があります。休業日を増やすことに伴い授業日数は減りますが、先に述べましたとおり各学校とも予備時数を確保しているため、大きな影響がございません。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

山城教育長 ただいま学校教育課のほうから説明がございました。この件に関して、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。安里委員、お願いします。

安里委員 この取組みは非常に良いことだと思っています。先生方がそういった時間を確保していくことによって、様々な取組みをして行くということは、本当に良いことだなど思っております。休業日ということですので、子ども達はお休みですけれども、先生方は出勤ということになるんですよ。それでお聞きしたいのは、先生方の時間の確保、この目的を、学校に、この時間帯を、どうぞ、学校でご自由に活用してくださいで終わるのか、或いは、例えば、学校では新任の先生も来るし、そういった中で足並みを揃えるということで、教育委員会のほうから、例えば1日は、学級経営の充実について、是非、そういった話し合いをやったらいかがでしょうかみたいな、こちらから、もっと踏み出して負担軽減につながるような、何か、そういったアドバイス、そのための1日もあるのかどうか、これを、ちょっとお聞きしたいです。

山城教育長 学校教育課、お願いします。

松原課長 ありがとうございます。今、具体的に、この日を一日とってとかという形で、今の時点ではないんですけれども、只、ご説明したように、今、現在、いじめとか、不登校にかかることで、引き継ぎが、学年間、それから学校間、小学校、中学校のほうで、中々、そこが上手くいっていないことが原因で、ちょっと、トラブルになるという例が、今年度もあるんですね。学校に対しては、そういった先生同士での、引き継ぎの時間を、しっかりと、確保してほしいということは、アナウンスしながら周知して行きたいなと思っています。やはり、安里委員がおっしゃるように、先生方の時間の確保というところで、これまでは、土・日も出ないといけない状況で、その日数の中で、どうして行くのかというのは、大変、厳しい状況もあり、校長会のほうからも年度末についての時間の確保についてありましたし、そこはしっかり、先程、述べましたとおり、ここには注力してほしいと周知していくことは必要だということは考えております。

山城教育長 安里委員、どうぞ。

安里委員 ありがとうございます。どうしても組織で動いているので、例えば小中50何校あつて、学校長も、だいぶ入れ替わるだろうし、それから他地区から赴任して来る方もいるだろうし。様々な状況の中で組織の一員としてなっていくので、やはり、そこは、4月当初から良い感じでスタート出来るようにという意味で、何らかの、お互いの気持ちを統一して行くというところで、こういったのも、委員会としては考えていますよというところをご理解いただけると、4月当初からグッと行けるんじゃないかなと思って質問させてもらいました。ありがとうございます。

山城教育長 ほか、いかがですか。仲本委員、お願いします。

仲本委員 教えていただきたいんですけど、この予備時数の表ですね、かなり各学校で、差があるようなんですけれど、どうしてこんなに差が出てくるのか、教えていただきたいです。

山城教育長 学校教育課、お願いします。

松原課長 年間の授業時数に関しては、各学校で、前年度で計画をたてているものです。その中で学校間で差が出ているのは、始業日と修了の日が決まっているんですけれども、その中で、例えば行事等の時間、それから、例えば各学校で、時間を確保しましょうという時、1学期の成績表を出すとか、そういった時に、この時間を確保するために、例えば6時間の授業を出しているのはあるんですけれども、この1週間は5時間にしましょうということで、実数の時間を減らして行くとか。学校によって、さまざま、そういった工夫をしながら、といった部分もありますので、そういったところで、学校間の、その予備時数の差というのは出てくるかと思います。

今、現在、その予備時数が多い、多すぎるというところで、文科省のほうからも指摘がある部分もあります。そういったところも、考えながら、学校のほうには、本当に必要な時間数なのか、多すぎはないかというところを含め、又、各学校によって工夫しながら、確実に押さえないといけない、標準時数はありますので、それはやったうえで、予備時数が、これで適当かというところも、確認していかないといけないと思っています。学校によっては、行事であるとか、その設定によって差が出てくるところはあります。

仲本委員 分かりました。ありがとうございます。

山城教育長 ほか、どうでしょうか。よろしいですか。確認ですが、今回の休業日を増やすことによって、年度によって減る時数は、ばらつきはあるものの、平均するとマイナス23.5時間、ところが、各学校の予備時数を見た時に、これによって時数が足りなくなる学校はないということで、今回の休業日を増やすことに伴う、例えば、夏休みとか、秋休みを縮小するということもないということですね。あくまでも、計画上は充分可能だということになる訳ですね。只、自然災害等で、例えば、台風等で授業時数が足りなくなるようなことが、夏休み前あたりで、見こせる場合には、これは、これ

までどおり各学校の判断で、夏季休業中に授業したりということは、今後も可能であるということになる訳ですね。その辺を見ながら、各学校で予備時数の位置づけも含めて、これは、十分に検討して行ってもらおうということによろしいですね。

松原課長 はい。

山城教育長 それと、この休業日が増えることによって、先生方が、これまで、特に年度末は、ほとんど休む暇なく大変な残業をして処理をしていたのが、これに充てられるだろうということが、主な使い方になるだろうということを想定していると。それとは別に、子ども達にとって、特に、次の学年に上がる、この春休み期間中が学校とのつながりが薄くなる期間である、ところが、次年度、しっかりと、子ども達とつながるためには、この期間こそ、大切にしなければいけないという発想が教育委員会にもあるということですね。学校は、単に、先生方の事務時間を増やすだけではなくて、しっかり、子どもとつながるということも、今回の改正によって目指してもらいたいといったところは、メッセージとして教育委員会から発していくということで、よろしいですね。

松原課長 はい。

山城教育長 それでは、この件について、ほかに、ご質問等ございませんでしょうか。なければ議案第30号「那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員全員 異議なし。

山城教育長 異議なしと認めます。議案第30号「那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則制定について」は、議決いたします。ありがとうございました。

ここで会議の非公開について諮りたいと思います。報告1は人事に関する案件のため、非公開とすることが適当であると思われます。報告1を非公開としてよろしいですか。

委員全員 異議なし。

山城教育長 異議なしとのことです。それでは非公開いたします。関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

～ 非公開 ～

山城教育長 ここで非公開を解きます。それでは続いて報告2に移ります。報告2「教育長が臨時代理したことについて」の説明を生涯学習部 稲福部長、お願いします。

稲福部長 報告2、こちら令和6年度教育委員会組織改正を進めるにあたり、新たに課を設置する場合については、地方自治法第180条の4第2項に基づいて、市長と協議が必要となっております。今回、令和6年度の市長部局の組織改正の決定の時期に合わせるため、教育委員会としても迅速に組織改正の決定を行う必要あることから、教育委員会会議に提出する暇がなかったために、教育委員会教育長に対する事務の委任等に

関する規則第4条第1項により教育長が臨時代理したもので、同条第2号の規程に基づき、今回、報告し承認を求めるものであります。詳細については、総務課から説明させていただきたいと思います。

山城教育長 それでは、総務課、お願いします。

平良課長 よろしく願いいたします。ご説明いたします。一部、部長の説明とも重複いたしますが、よろしくお願いします。

令和6年度の組織改正にあたりまして、組織として新たに「室」を設置いたします。その統括として課長級の職である「室長」を配置いたします。その為、地方自治法第180条の4第2項に基づき、市長とあらかじめ協議を行う必要がございました。今回、市長事務局の組織改正決定時期にあわせまして速やかに協議を行う必要がございましたので、教育委員会会議上程の暇がなく、教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項により教育長が臨時に代理したものでございます。臨時代理のため同規則第4条第2項に基づき、教育委員会会議に諮り承認を求めるものとなっております。では、詳細につきまして、担当よりご説明いたします。よろしくお願いいたします。

山城教育長 はい、お願いします。

幸地主幹 令和6年度の組織改正及び定員再配置においては、学校の働き方改革を推進するため、学校教育課の事務分掌を見直し、学務課振興グループを、課内室である学校支援室として再編し、室長の配置及び職員の増員を行い対応したいと考えております。事務局等が担当する事務分掌、職名、職位及び職務等の組織に関することや新たな室の設置と室長の配置につきましては、那覇市教育委員会組織等に関する規則に定める必要があります。資料の3ページの参考資料1をご覧ください。

地方自治法第180条の4第2項になります。委員会は事務局等の組織、また、これらの職員の身分取り扱いで委員会の権限に属する事項中、政令で定めるものについて、委員会の規則を定め、又は変更をしようとする場合においては、予め市長と協議しなければならないとされていることから、今回、市長との協議を行ったものとなっております。ここに規定されております政令に定めるものですが、資料の同じく3ページ下段になります。地方自治法施行令第132条第1項をご覧ください。室などの新設、課の長と同等以上の職務の新設に関する事項でございます。お手元の資料は戻りまして、1ページになります。今回、報告いたしました協議の内容となっております。次のページが、市長からの協議の回答となっております。

資料の5ページ目からは、那覇市教育委員会組織等に関する規則の改正案となっております。補足といたしまして、この那覇市教育委員会組織等に関する規則の一部改正につきましては、法規調整を経て、改めて教育委員会会議に付議することになります。説明は以上となります。

山城教育長 ただいま総務課のほうから説明がありました。この件について、ご質問、ご意見等
ございますでしょうか。仲本委員、お願いします。

仲本委員 これ、具体的には、学校支援室という部署の業務、どういう業務になる予定になり
そうですか。

山城教育長 学校支援室の業務内容の具体的なものについて、総務課、お願いします。

平良課長 お答えいたします。次の報告3のほうで詳しく申し上げますけれども、まずは、今
回の組織改正にあたりましては、学校の働き方改革の推進をして行くこと、それから
教育委員会の組織の中の、業務分担の均等化を目指しております。その為、今回、学
校支援室、こちらのほうは、学校の働き方改革の推進に関する様々な課題に取り組む
こと。特に、今、私達のほうで考えておりますのは、学校徴収金の整理とかそういった
ことも考えております。又、一部、学校教育課のほうから業務を移しまして、学校
教育課の業務の負担を軽減しております。負担軽減したことにより、学校教育課分
につきましては、少し、均等化が図られるというふうに考えているところであります。

山城教育長 具体的には、次の、報告3の中で定数との関係も出てくるということなので、ここ
でもうちょっと細かい業務内容については説明を伺っていきたいと思います。ほか、
いかがですか。安里委員、どうぞ。

安里委員 関連して、現在、総務課は企画財務グループ、人事庶務グループがあるんだけど、
そこに学校支援室というのが入って来るということですか。それを、ちょっと知りたい
と思います。

山城教育長 総務課、どうぞ。

平良課長 申し訳ございません。今回の学校支援室でございますが、学務課、学校教育部の学
務課のほうに行く方向で予定しております。

安里委員 学務課でしたね。失礼しました。学務課だったら、振興グループ、学事グループ、
就学奨励グループというのがあるので、そこに学校支援室が入ってくるんですね。

山城教育長 総務課、どうぞ。

平良課長 お答えいたします。学校支援室は学務課の振興グループを再編成しまして、そこに
学校支援室が新設することになりますので、振興グループはなくなりまして、学校支
援室となるというふうに考えているところでございます。

山城教育長 安里委員、どうぞ。

安里委員 どうしても学校の現場との関りになって来るので、本来ならば学務課のお仕事もし
ながら、そこに学校支援室が入って来るので、人員としては、これから具体的になる
とは思いますが、学校現場からの指導主事も、ここにも来るということになるん
ですかね。

山城教育長 総務課、お願いします。

平良課長 お答えします。今回は、学務課の学校支援室のほうに、指導主事の配置のほうは予

定しておりません。

安里委員 分かりました。以上です。

山城教育長 今回のことを含めて、後、次の報告3で、更に説明のほうをお願いしましょうね。ほか、いかがですか。ほか、質問等ないようですので、報告2は、これで締めたいと思います。報告2「教育長が臨時代理したことについて」は承認としてよろしいですか。

委員全員 異議なし。

山城教育長 ありがとうございます。報告2については承認といたします。それでは続けてよろしいですね。報告3に移ります。報告3「令和6年度教育委員会組織改正及び定員再配置について」の説明を生涯学習部 稲福部長、お願いします。

稲福部長 報告2と関連しますので、よろしくお願いします。令和6年度における那覇市教育委員会の組織改正及び定員再配置について、決定いたしましたので、内容を報告させていただきます。総務課から報告いたします。

山城教育長 総務課、お願いします。

平良課長 お願いいたします。先程とも関連いたしますので、こちらのほうで詳細をご説明いたします。令和6年度の組織改正及び定員の再配置につきましては、令和6年度教育委員会組織定員管理運営方針に基づき、これまでの業務に加え、課題になっております、学校の働き方改革等に対応した組織体制を備える必要がございました。又、事務事業の業務量を考慮し定員の再配置を行っております。それでは資料2ページをご覧ください。概案について、説明をいたします。

1 組織体制について、（1）学校の働き方改革を推進するため、先程、教育長が臨時代理したことの報告でも触れましたが、学務課の振興グループと学校教育課の教育企画グループが担当している業務の、学校衛生に関する業務を統合し学校支援室として再編いたします。（2）学校給食センターの管理運営をより円滑に行うため、学校給食課及び学校給食センターグループを再編いたします。学校給食課と学校給食センターの事務連携に一定の成果が見えましたことから、学校給食センターの管理運営をより円滑に行なうため、学校給食センターの事務分掌に「那覇市学校給食センターの管理運営に関すること」を加え、学校給食課及び学校給食センターのグループを再編いたします。

続きまして、2 定員再配置について、（1）定員数は303から307へ、4人増員となります。那覇市職員定数条例で教育委員会の職員数の限度は事務局145人の教育機関259人の合計404人と定められております。そのうち、実際に配置を予定する職員数を定員といい、令和6年度は307人を予定しております。主な増減員について、3ページ以降で担当より説明させていただきます。

幸地主幹 お願いします。資料の3ページをご覧ください。左側が現行組織、その右隣り、改正組織は令和6年度の組織内容となっております。その右隣りの増減ですが、課名と

並びの数字は課の定員の増減、その下にカッコで書かれている数字は課内グループの増減となっております。又、変更のある部分については下線を引いております。それでは現行組織から変更のある課を中心にご説明いたします。

まず総務課ですが、定員配置の見直しにより、人事・庶務グループの主事4を増員いたします。そのうち、主事2については、復職支援等定員枠となっております。

続きまして、4ページ、市民スポーツ課です。部活動地域移行業務の推進を図るため、スポーツ振興グループに主事1を増員いたします。

5ページ、施設課について、学校施設の老朽化対策、耐震化対策及び社会教育施設新設事業等の対応のため、10人の技師を令和5年度までの時限配置としていたものを解消しております。令和6年度は、先送りとなっていた小中学校改築事業ほか電気設備関連改修事業等、小・中学校バリアフリー化改修工事、小祿南及び首里公民館・図書館改修工事等への対応のため、7人の技師を時限配置するものとなっています。

続きまして6ページ、公民館・図書館については現行組織から変更はございません。

7ページ、学校教育課です。学校の働き方改革や労働安全衛生、又、特別支援教育を希望する児童生徒数の増加や医療的ケアを希望する児童生徒等、学校現場の多様なニーズに対応するため、学校教育課の事務分掌の見直しを行い、教育相談員1、保健師1、指導主事1を増員しております。

次、8ページの教育相談課については、現行組織から変更はございません。同じく8ページ、学務課です。学校の働き方改革を推進するため、学務課振興グループを学校支援室として再編しております。これに伴い主幹1を廃止し、室長1を置きます。振興グループの担当していた業務とあわせ、学校教育課教育企画グループが担当していた学校衛生に関する業務、保健室消耗品（生理用品含む）、医薬材料費及び備品の定期検査に関する業務、日本スポーツ振興センター共済掛金に関する業務等に対応するため、主査1、主事1を増員しております。主査1につきましては、就学奨励グループに令和5年度まで時限配置していた主査1を解消し、学校事務等の改善及び基幹系システム（就学援助システム）の再構築業務対応のため、学校支援室に主査1を令和6年度まで時限配置したものとなっております。

続きまして9ページ、学校給食課です。学校給食課と学校給食センターの事務連携に一定の成果が見えたことから、学校給食センターの管理運営をより円滑に行なうため、学校給食センターの事務分掌に「那覇市学校給食センターの管理運営に関すること」を加え、学校給食課及び学校給食センターのグループを再編しております。課としましては、副参事1、主幹3の減となっておりますが、改正理由の2、3のとおり、センター所長及び副所長は学校給食課副参事及び主幹を兼務としておりますので、これまで通り連携し学校給食を安定的に実施することが出来ると考えております。改正理由の4から6については、学校給食センター各副所長3人は、割り当てられた小規

模学校給食センターの副所長を兼務する内容の説明となっております。

次に、調理員については、これまで退職不補充となっております。しかしながら、この退職不補充の方針が変更されています。今後は、平準化を図りながら、若干の新規採用が見込まれます。又、定年引き上げにより、定年退職した調理員をフルタイムの再任用職員として配置することを想定し、暫定配置として定員を確保する必要があることから、改正理由7の通り、学校給食調理業務を維持するため、調理員4を暫定配置することといたします。

続いて10ページ、教育研究所です。学校教育課及び教育研究所の事務分掌を見直し、教育研修グループの指導主事1を減員しております。小学校及び中学校については、現行組織から変更はございません。

資料は戻りまして、2ページの3です。定年前及び暫定再任用短時間職員につきましては、定年前及び暫定再任用短時間職員の配置先は、別に示すとしています。

資料11ページ、令和6年度再任用職短時間職設置先一覧をご覧ください。基本的には、令和5年度現在、再任用職員が配置されている部署へ、そのまま継続配置としておりますが、希望者数の減により業務の優先度合いを勘案して、新規配置先や廃止を予定しております。令和5年度から13年度にかけて段階的に、職員の定年が60歳から65歳に引き上げられております。説明は以上となります。

山城教育長 ただいま総務課のほうから説明がありました。この件について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。安里委員、お願いします。

安里委員 おしえてください。学校教育課がプラス2ということになっていると、その内訳を見た時に教職員グループに保健師が入った、これは、もう画期的なことだと思うんですが、この保健師さんというのは、新しく採用なのか、或いは、どちらかにいらっしゃる方が、ここに異動して来るんですか。

山城教育長 総務課、お願いします。

平良課長 お答えいたします。今回、保健師は本務職員として1名増員を予定しておりますが、経験者であるのか、それとも新規採用者であるのか、ということは、今後、市長事務部局のほうと調整していくことになります。出来るだけ、経験された方が良いとは思いますが、やはり、こちらに保健師の枠を1つ設置することが、まず大事なことからかなというふうに考えておりますので、今後、調整に、又、頑張っていきたいと思っています。

山城教育長 安里委員、どうぞ。

安里委員 教職員の働き方改革ということで、心と体の健康、メンタルヘルスケアの重要性、そう意味では保健師が配置されたことは、期待が大きいかなと思います。もう一つ、教育研究所が1人減らされたということになるんでしょうか。

山城教育長 総務課、お願いします。

平良課長 お答えいたします。安里委員のおっしゃられますとおり、教育研究所のほうは指導主事が1減となっております。

山城教育長 安里委員、どうぞ。

安里委員 それは、例えば教職員の働き方改革のうえでも、例えば初任者研修、或いは中堅研などでは、非常に、重要な研究所のお仕事になるのかなと思うんですよね。にも、かわらず、1人減らしたというのは、何か、根拠があるんですか。

山城教育長 総務課、お願いします。

平良課長 お答えいたします。教職員への研修は、非常に大事なものだということは認識しております。特に、法定研修などは充実させて行くべきものであるというふうに考えておりますが、今回、今、緊急の課題として挙がっております働き方改革のほうに、まずは、一時期、注力する必要があるということを、組織で判断しております。只、その為に、研修の充実が図られないということがあってはいけないということでございますので、それは研修の講師の委託をするとかですね。そういった工夫をしながら研修の質は維持しつつ、指導主事1を学校教育課の、今、緊急の課題になっている部分へ、組織の編成として、再配置して行きたいというふうな判断になっております。

山城教育長 安里委員、どうぞ。

安里委員 給食関係の所、かなり、人数の増減があるのかなと思いますが、子ども達の安全・安心な給食提供に、そういった面でも、やはり、そういったメンバーでも充分やって行けるというご判断ですか。

山城教育長 総務課、お願いします。

平良課長 学校給食課のほうは、再配置上は4人の減というふうにはなっているんですが、実は、今まで、この4人の方々は学校給食センターの業務も兼ねて、学校給食課のほうに籍を置きながら、学校給食センターの業務を行っておりました。それを、今回、学校給食課の籍を学校給食センターへ移し業務を行うということになりますので、実際、業務に当たる職員の人数の増減はないということでございます。只、学校給食センターのほうへ所属を移すことによりまして、学校給食センターの独立性、より現場に近い所での業務が図られるということで、円滑化が望まれるのではないかと、というふうに判断をしております。又、これまで事務局のほうに4人置いていた理由につきましては、給食調理場の改築、小規模調理場など学校の改築と併せて行われていたところとございまして、そのような対応をしております。一旦、落ち着きまして、今回このような配置としています。

安里委員 どうもありがとうございました。

山城教育長 よろしいですか。来年度の組織改正に関しては、今、那覇市教育委員会、学校の抱える課題の改善を、優先して、少し集中的にやっけて行こうという意味の、組織の動きということでもあります。

さきほどの教育研究所は、人数が減るのは、確かに不安な面がないことはないんですが、只、このコロナを挟んで、研修自体の持ち方もずいぶん工夫されてきていますので、この1、2年の特化した課題解決のためには、少し研究所のほうを、今、いるメンバーを1人減らして、残りをみんなで分担してやってもらうことも必要かなというふうな判断に至っています。ほか、いかがですか。二木委員、お願いします。

二木委員 学校教育課の保健師を1名という先程もお話しがあったんですが、各学校に1人産業医を配置するということに関係はしているのかと、思っているんですけど、どういう位置づけで、どういう働きをしてもらうということが、何か、具体的にありましたら教えていただきたいと思います。

山城教育長 総務課、お願いします。

平良課長 今年度から、50人以上の学校に産業医の配置を行っております。又、50人以下の学校につきましては教育委員会のほうで産業医を1名、配置しております。これまで産業医を配置しておりますが、産業医の相談だけでは、やはり、日常的なバックアップには、中々、つながらないのかなというところもございまして、メンタルヘルスのことはよく取り上げられておりますが、加えて、身体的な健康維持に関しても大切な部分になってきますので、やはり、今回は、保健師の専門性を活かしながら、そういった部分も、今後のフォローに入っていければ良いのかなというふうに考えております。

山城教育長 二木委員、どうですか。

二木委員 責任重大な仕事だと思います、本当に期待されているところが大きいんですが、さっき言ったように一人でできる範囲を超えているんだろうなと。頑張ってくださいしかないけど、この方の働き方もね、誰かがケアしてあげないといけないと。後、特別支援グループでやってらっしゃる心理士の、特別支援教育の委員会がありましたよね。その時に、いつも、ほぼ中心になって、進行やら中身のことを説明してくれる方に心理士さんいましたが、そういう立場で、もう一人増やしていただけるということですね。

山城教育長 総務課、お願いします。

平良課長 二木委員のおっしゃるとおり、就学支援委員会の、主に心理検査などや、教育相談を行ったりしております心理士を1名増員ということであります。現在2名の本務の職員を配置しておりますが、そこに1名増員で3名体制の組織での形を取るという方向になっております。

山城教育長 ほかに、よろしいですか。

二木委員 充実していただいて、良かったと思います。

山城教育長 仲本委員、どうぞ。

仲本委員 専門職で、多分、1人だとね、こう、相談し合う相手も居ないので、心細いだろう

なというのは思います。

山城教育長 仲本委員、二木委員のことを紹介しますので、是非。

二木委員 やはり、保健師さん、例えば保健師として、大学出たての方を直ぐに採用するとい
うのではないと思うんですが、やはり、現場とか、保健所とか、実際の業務をやって
経験を積んで、どういうふうには自分を見て行くかというものを、先輩達からとか、色
々、学んだ人がやっていたかかないと、1人でやるというのは、大変になるかなと思
います。

山城教育長 実際、人というのは、こちらで会ってという訳にはいかないんだよね。

稲福部長 そうですね。市長部局にも何人か、いらっしゃいますので、どうなんでしょう、こ
れから人事です。市長部局の保健師の方も11階におりますので、顔見知りの方
であれば、それなりのコミュニケーションが取れますので、ある程度、精神的な負担
は、和らげるのかなとは、今、思っているところではあります。

山城教育長 安里委員、お願いします。

安里委員 保健師は、確かに1人ですけれど、各学校を見ていると、養護教諭の先生が、非常
に、重要なポストになっている。各学校の教職員のメンタルヘルスは、意外と、その
養護教諭の先生方のお力というのは重要、そうなってくると、この保健師が1人来る
ことによって、保健師が持っている専門性を各学校の養護教諭の先生方に、どうにか
してアプローチをして行くというところも、ひとつ手法ではないのかなと、個人的に
は思います。

山城教育長 はい、ご意見ですが、この辺も踏まえて、又、何れにしても、来年度、配置してみ
て、いろんな取り組みを進めて行きながらということになるんですね。ほか、どうで
すか。仲本委員、お願いします。

仲本委員 今、安里委員から出た養護の先生の話ですね。学校支援室で、学校の衛生に関する
業務を分担するということですが、コロナ禍の厳しい中で、かなりのご負担が、養護
の先生のほうにかかれて、確か、那覇市内でも養護教諭の確保が、かなり難しく
なって、退職者がかなり出たということは、お聞きしております。コロナ前までは、
勿論、児童生徒の体の健康も日ごろまかなっていらっしゃる教諭ではありますけれど、
やっぱり、保健室に登校する子ども達のメンタルも、かなり養護教諭のほうが、心を
配っていただいていた現状がありますので、このコロナを経て、かなり学校衛生に関
しては、業務もかなり増えたことは、間違いないので、その辺を、学校の業務の負担
軽減に、特に、そういう養護教諭の負担軽減につなげていただけるのかなと期待して
おりますので、是非、養護の先生を守っていただきたいなど、支援していただきたい
なと思う意見でした。

山城教育長 ご意見、ご要望でございました。その辺も踏まえてお願いします。ほか、いかがで
すか。それでは報告3「令和6年度教育委員会組織改正及び定員再配置について」は、

以上で終了いたします。ありがとうございました。本日の予定は以上となります。
令和5年度第16回教育委員会会議(定例会)を終了いたします。お疲れ様でした。

案件の審議結果

議案第30号	那覇市立小学校及び中学校管理運営規則の一部を改正する規則 制定について	原案どおり可決
報告2	教育長が臨時代理したことについて	承認